

# 12月14日は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票時間 ▶ 午前7時～午後8時



## 期日前投票

12月14日の選挙当日、投票所に行けない場合などは、投票日前でも直接投票箱に投票できる「期日前投票制度」をご利用ください。

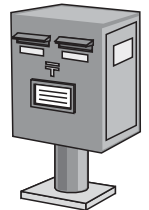
- 期 間 **衆 議** 12月3日(水)～13日(土)
- 時 間 午前8時30分～午後8時
- 期 間 **最高裁** 12月7日(日)～13日(土)
- 場 所 浦河町選挙管理委員会(役場2階)

## 郵便投票

郵便投票制度は、身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票する制度です。

《対象者》		障害の程度
障害・要介護を証明するもの・その部位		
介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

※手帳の記載では該当するかどうか  
わからないときは、  
浦河町選挙管理  
委員会にお問  
い合わせください。



○郵便投票制度に該当する方で、自宅で郵便による不在者投票を行いたい方は、あらかじめ郵便等投票証明書の手続きが必要となりますので、お早めに浦河町選挙管理委員会へお問い合わせください。

注意：郵便投票制度に該当する方でも、不在者投票のできる指定病院等に入院・入所中の場合は、そこで不在者投票ができるので、郵便投票制度の手続きをする必要はありません。

■指定病院等：浦河町内では浦河赤十字病院、特別養護老人ホームちのみ荘、養護老人ホームちのみの郷、浦河緑苑、わらしべ園です。

## 投票所変更

杵臼地区の投票所が、今回の選挙のみ「杵臼生活館」から「東部保育所」へ変更となります。

## 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

みんなで徹底しよう  
**三ない運動**

贈らない!

求めない! 受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入

お祭りへの寄附・差入

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入

落成式・開店祝等の花輪

病気見舞

お歳暮・お年賀

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典